

新潟県条例第58号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表船舶給水施設の項を次のように改める。

船舶給水施設	輸出取引等に係る使用	基本料金(執務時間内)	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に129円81銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に129円81銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に129円81銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に129円81銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
				西港区 155円 37銭	東港区 129円 81銭			
	加算料金(執務時間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5倍の額	基本料金に186円20銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に186円20銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に186円20銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に186円20銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に186円20銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
				西港区 211円 32銭	東港区 186円 20銭			
その他の使用	基本料金(執務時間内)	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に142円79銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に142円79銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に142円79銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に142円79銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	水道料金に142円79銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
				西港区 170円 91銭	東港区 142円 79銭			
		12月1日か	水道料金に次の額を	水道料	水道料	水道料	水道料	水道料

		ら 3 月 31 日 まで 水量 1 トンにつ き	加えて得た額 (1 円 未満の端数があると きは、これを四捨五 入して得た額)	金に204 円 82 銭 を加え て得た 額(1 円 未満の 端数が あると きは、こ れを四 捨五入 して得 た額)	金に204 円 82 銭 を加え て得た 額(1 円 未満の 端数が あると きは、こ れを四 捨五入 して得 た額)	金に204 円 82 銭 を加え て得た 額(1 円 未満の 端数が あると きは、こ れを四 捨五入 して得 た額)	金に204 円 82 銭 を加え て得た 額(1 円 未満の 端数が あると きは、こ れを四 捨五入 して得 た額)
			西港区 232円 45銭	東港区 204円 82銭			
	加算料金(執 務時間外)	水量 1 トン につき	基本料金の0.5倍の 額	基本料 金の0.5 倍の額	基本料 金の0.5 倍の額	基本料 金の0.5 倍の額	基本料 金の0.5 倍の額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。